

200724031A

厚生労働科学研究費補助金
障害保健福祉総合研究事業

地域相談ネットワークによる障害者の権利擁護の可能性

平成 19 年度 総括・分担研究報告書

主任研究者 堀口 寿広

平成 20(2008)年 3 月

目 次

I. 総括研究報告	
地域相談ネットワークによる障害者の権利擁護の可能性……………	1
堀口寿広	
II. 分担研究報告	
1. 千葉県内における相談活動の実施状況に関するアンケート調査……………	7
堀口寿広	
2. 障害者の権利擁護に関する相談活動の質的調査……………	63
高梨憲司	
3. 障害者の権利擁護を目的とした制度に対する認知度の予備的調査……………	113
佐藤彰一	
III. 研究成果の刊行に関する一覧表……………	125
IV. 研究成果の刊行物・別刷……………	127

I . 総括研究報告

地域相談ネットワークによる障害者の権利擁護の可能性

主任研究者 堀口寿広 国立精神・神経センター 精神保健研究所 室長

分担研究者 高梨憲司 社会福祉法人愛光 視覚障害者総合支援センターちば 専務
理事・所長

佐藤彰一 法政大学大学院 法務研究科 教授

研究要旨: 地域相談ネットワークを活用することによる障害者の権利擁護の実施可能性を研究した。千葉県を対象地域とし、合計 3,308 箇所の機関に、地域住民を対象とした相談活動の実施状況をアンケート調査し 1,281 (39%) の回答を得た。相談を実施していると回答した 681 箇所の合算による平成 18 年度の相談件数はのべ 68 万件であり、そのうち障害者の権利擁護に関する相談が 0.08% あった。相談マニュアルを整備している機関は 3 割に満たなかった。障害者の権利擁護機能を有する相談機関 15 箇所および相談員 16 名を対象として活動の状況をアンケート調査したところ、回答 25 件の合算による同年度内の相談件数はのべ 5 万件であり、そのうち障害者の権利擁護に関連した相談が 1% あった。多くの相談事例が相談を継続していた。「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の認知度を尋ねたところ、回答者の 60% が「よく知っている」または「知っている」と回答した。所属する機関によって回答者の認知度に差を認めた。地域相談ネットワークを活用した障害者の権利擁護に関する相談活動について、今回の結果を基礎として、相談件数、相談内容、地域住民における認知度を継続的に調査する必要があると考えた。

A. 研究目的

近年わが国では障害者の社会参加を促進するためのさまざまな取組みが行われている。その取組みには、障害者を対象とした欠格条項の改正といった制度的バリアの解消を目的としたもの、段差の撤去とスロープの設置といった物理的バリアの解消を目的としたもの他に、障害者に対する理解を広げるための啓発活動といった心のバリアの解消を目的としたものがある。これらの取組みを医学的予防の概念に当てはめると、さまざまなバリアが存在することによって生じる不利益を未然に防ぐ一次予防の対策といえよう。

一方で、地域社会に暮らす障害者が、障害

があることを理由として不利益を蒙ったり、必要とする支援を利用できなかったりした場合には、事後的な対応が必要となる。これは、さきの例にしたがうと、二次予防の対策といえよう。社会が高度に情報化する中で、障害者や高齢者など判断の能力が充分ではない者が巧みな犯罪の被害者となる事例の報道は後を絶たない。地域社会における生活を保障する制度やシステムが求められている。いわゆるセーフティネットであり、対策として一次予防の機能を持ちつつ二次予防に軸足を置いた、権利擁護を目的とした相談支援活動を模索することになる。

このとき、障害者の権利擁護について高度に専門化した制度やシステムを創出するという考

え方のほかに、地域社会の一員が生活するときには障害の有無にかかわらず、当然のこととして日常生活のさまざまな場面で困りごとが生じ相談を利用する機会が生じると考え、すべての地域住民にとって利用しやすい相談活動を模索する考え方がある。既存の相談機関すべてを活用し、それぞれの機能の底上げを図るのである。たとえば、児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会や障害者自立支援法に基づく地域自立支援協議会をはじめとして、既存の機関を連携させて合議体を形成し、地域相談ネットワークそのもので相談支援を実施するという取り組みが始まっている。専門化した相談機関が単体で相談支援を実施するのではなく、さまざまな機関が参加した地域相談ネットワークを構築することにより対象者横断的・制度横断的な連携を実現し、社会の多様化によって複雑化する諸問題に対応しようというものである。

しかしながら、これらの地域相談ネットワークの活動はいずれも緒に就いたばかりである。障害者自立支援法では都道府県および市町村がそれぞれ「障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画(障害福祉計画)を定めるものとする」とされている(第八十八条, 第八十九条)が、障害福祉計画に沿って地域における相談支援活動を有効なものとするためには、地域に根ざした相談支援のあり方について、実証に基づいた具体的な方策が必要である。

そこで、本研究課題では、障害者の権利擁護を目的とした地域相談ネットワークを構築する制度的枠組みを新たに導入した場合に、相談活動さらには地域社会全体に生じる変化はどのようなものであるか実例を検証することを通して、地域の相談ネットワークを活用することにより障害者の権利擁護を実現することの可能性について研究することを目的とした。

B. 研究方法

1. 対象

本研究では、平成 19 年 7 月に「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」(以下、条例と略記)を施行した千葉県を対象地域とし、地域内の地域相談ネットワークを対象とした。

堀口主任研究者は、千葉県内の各種相談機関 3,308 箇所を選定しアンケート調査の対象とした。

高梨分担研究者は、権利擁護機能を有した地域相談支援事業として千葉県が独自に設置している中核地域生活支援センター等 15 箇所(中核市に開設されたもの 1 箇所を含む)および障害者の権利擁護を目的に含み条例によって新たに設置された広域専門指導員 16 名をアンケート調査の対象とした。

佐藤分担研究者は、障害者に対する偏見や差別を調査した文献と、堀口主任研究者の条例に対する認知度を表す回答のデータを分析の対象とした。

2. 方法

堀口主任研究者は、選定した対象機関合計 3,308 箇所にアンケート用紙を郵送し、相談活動の実施について、実施の有無、相談の受付方法、相談窓口の案内方法、相談件数の計数方法、相談件数、相談マニュアルの整備状況、条例の認知度、障害者にとって利用しやすい相談窓口のあり方に関する意見をたずね回答を求めた。得られた回答を、機関の種類と所在する地域(障害保健福祉圏域)によって比較した。相談件数については、条例の施行前後の変化を検討した。

高梨分担研究者は、堀口主任研究者が実施したアンケート調査の先行的な調査として、中核地域生活支援センター等を対象に聞き取り調査を実施し、相談内容の特徴、条例施行後の相談件数の変化、相談マニュアルの整備状

況、障害者の権利擁護のために必要な対策に関する意見をたずね回答を求めた。また、中核地域生活支援センター等および広域専門指導員合計 31 箇所アンケート用紙を郵送し、相談の受付方法、相談窓口の案内方法、相談件数の計数方法、相談件数、障害者の権利擁護に関する相談のうち分野別にみた内容と連携の特徴、障害者にとって利用しやすい相談窓口のあり方に関する意見をたずね回答を求めた。

佐藤分担研究者は、文献検索システムにより障害者に対する偏見や差別を扱った調査論文を選出した。また、堀口主任研究者が実施したアンケート調査の回答のうち、条例の認知度に関する質問の回答を回答者個人の意識調査と見なし、二次的なデータとして、回答者の所属する機関の種類と所在地により比較した。

3. 倫理的配慮

本研究課題はアンケート調査と文献研究で構成されているが、いずれも機関や専門職を対象としたものであり相談者の個人情報をつねるものではない。また、相談の内容についても障害者の権利擁護に関するかどうかをたずねており、個別の相談事例について具体的な内容をたずねるものではない。各調査への協力は任意であり、聞き取り調査については訪問に応諾することによって、アンケート調査については回答を返送することによって調査への協力に同意したものとみなした。

なお、調査の実施にあたり国立精神・神経センター倫理委員会の承認を得た。(承認番号 19-7-事 3)

C. 研究結果

個々の研究結果については分担研究報告書に詳しい。総括報告では概要を記す。

堀口主任研究者の実施したアンケート調査では、1,281 箇所の回答があった(回収率

38.7%)。回答のうち 681 箇所が相談を実施しており、相談件数は平成 18 年度 1 年間でのべ件数として約 68 万件あった。そのうち障害者の権利擁護に関する相談件数の占める割合は 0.08%であった。相談を実施している機関の約半数(48.9%)が相談件数をのべ件数で計数しており、相談マニュアルを整備していると回答したものは 3 割に満たなかった(28.9%)。また、相談件数と地域の都市化との関連を示唆する結果を得た。

高梨分担研究者の実施した聞き取り調査では、対象横断的かつ権利擁護機能を含む多機能型の相談機関である中核地域生活支援センター等において、複数の問題を有する家庭への支援が課題となっていた。また、中核地域生活支援センター等および広域専門指導員を対象としたアンケート調査では、25 箇所の回答があった(回収率 80.6%)。平成 18 年度 1 年間に 5 万件以上の相談を実施しており、障害者の権利擁護に関する相談は年間の相談件数の約 1%であった。相談内容の特徴として、精神障害者の商業施設の利用や雇用に関する相談件数が多かった。各機関とも市区町村の担当課との連携により、継続して相談に応じているものが多かった。

佐藤分担研究者の実施した研究のうち、文献検索では 17 件の文献を選出した。16 件(94.1%)が精神障害を対象としたものであった。地域住民を対象とした調査は 5 件あった。研究の結果として、講義や実習を通して障害者との接触経験もしくは障害に関する知識の習得が偏見の変化をもたらすことがあげられていた。条例の認知度に関する回答の分析では、回答者の所属する機関の種類によって認知度に偏りを認めた。

D. 考察

本研究課題では、千葉県を対象地域とし、地域住民を対象とした各種相談の実施状況を調

査した。

二つのアンケート調査について、さまざまな相談機関の回答を合算すると、平成 18 年度の 1 年間の相談件数はのべ件数で約 73 万件あった。このうち、障害者の権利擁護に関する相談の占める割合は 0.14%であった。

全般的な相談件数は医療機関や市町村担当窓口の扱い件数が多かったが、障害者の権利擁護に関する相談は福祉的機関で多く、権利擁護に関する相談は時期によって件数が異なる可能性が示された。条例の施行前後で相談件数の変化を検討したところ、統計的に有意な差を認めなかった。したがって、相談件数についてより詳細かつ継続的な調査が必要と考えた。

また、障害者の権利擁護に関する相談の内容をみると、相談内容には障害種別に関連した特徴があったが、相談の内容に関連して地域の他機関と連携して相談支援に当たっている様子がうかがえた。一方で、相談の経過を見ると継続して相談に応じている事例がほとんどであり、新規の相談事例が蓄積していくことを考慮すると、相談事例への効果的な対応を検討する必要があり、そのためには個々の相談について相談内容を加味した調査が必要と考えた。

条例の認知度は回答の半数が「知っている」と答えたが、回答者の所属する機関の種類によって認知度が均一ではなかった。したがって、認知度を高めるための取り組みは、地域住民を広く対象としたものに加えて、相談担当者を対象として実施する必要があると考えた。

E. 結論

本研究課題によって千葉県を対象地域とした地域相談活動について基礎的な資料を得た。今回調査した期間内において、障害者の権利擁護に関する相談件数は、地域相談活動全体の中で多くはなかった。相談件数および個々の内容について今回の結果を踏まえ継続的な調

査を実施することにより、新たな制度の導入を含め、障害者の権利擁護を目的とした地域相談ネットワークを充実させるための方策を見出すことが期待できる。

F. 健康危険情報

特になし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

- 1) 堀口寿広: 障害者自立支援法施行に伴う発達障害児者の利用者負担の変化. 第 49 回日本小児神経学会総会, 大阪, 2007.7.5-6.
- 2) 堀口寿広: 知的障害者・児童居宅介護等事業の利用状況と効果. 第 49 回日本小児神経学会総会, 大阪, 2007.7.5-6.
- 3) 秋山千枝子, 昆かおり, 堀口寿広: 「気づき」のズレに着目した発達障害児の支援. 第 49 回日本小児神経学会総会, 大阪, 2007.7.5-6.
- 4) 堀口寿広, 秋山千枝子, 田代信久: 子ども支援の連携で生じる情報伝達の不一致. 第 54 回日本小児保健学会, 群馬, 2007.9.22.
- 5) 秋山千枝子, 堀口寿広, 橋本創一: 乳幼児健診で「気になった子ども」の後方視的研究—「育てにくさ」に寄り添うチェックリストを用いて—. 第 54 回日本小児保健学会, 群馬, 2007.9.21.
- 6) 大塚ゆり子, 新後閑周二, 石川尉子, 下田恵子, 渡辺直幸, 野崎佳枝, 土屋正己, 秋山千枝子, 橋本創一, 堀口寿広: 「育てにくさ」に寄り添うためのチェックリスト—第 2 報—. 第 54 回日本小児保健学会, 群馬, 2007.9.21.

3. その他

- 1) 秋山千枝子, 堀口寿広: スクールカウンセリングマニュアル―特別支援教育時代に一. 東京: 日本小児医事出版社, 2007.
- 2) 高梨憲司: 視覚障害がある場合のコミュニケーション支援とは. 秋山千枝子, 堀口寿広 編著. スクールカウンセリングマニュアル―特別支援教育時代に一. 東京: 日本小児医事出版2社, 2007: pp152-3.
- 3) 高梨憲司: 座談会「ブレーメンの挑戦」. 千葉新福祉研究会 編. ブレーメンの挑戦―新福祉論が目指すまちづくり. 東京: ぎょうせい, 2007: pp 95-121.

H. 知的所有権の出願・登録状況(予定を含む)

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

謝辞

調査にご協力をいただいた多くの団体ならびに個人の皆様に深謝申し上げます。

II. 分担研究報告

厚生労働科学研究費補助金(障害保健福祉総合研究事業)

分担研究報告書

千葉県内における相談活動の実施状況に関するアンケート調査

分担研究者 堀口寿広 国立精神・神経センター 精神保健研究所
研究協力者 高梨憲司 社会福祉法人愛光 視覚障害者総合支援センターちば
佐藤彰一 法政大学大学院 法務研究科

研究要旨:千葉県を対象地域として地域相談活動の実施状況についてアンケート調査を実施した。地域内の 3,308 箇所の機関にアンケートを発送し、1,281 件の回答を得た。地域住民を対象とした相談は官公庁の 9 割近くが実施していた。相談件数の集計はおよそ半数の機関が「のべ件数」によっていた。平成 18 年度の相談全般の件数はのべ約 68 万件で、そのうち障害者の権利擁護に関する相談はのべ約 500 件であった。相談活動の数を、相談を実施している機関の種別、地域(障害保健福祉圏域)、地域の都市化の度合いによって比較した。機関の種別では、医療機関や市区町村担当課窓口で相談全般の件数が多く、特に障害者の権利擁護に関する事例の相談件数は福祉施設で多かった。相談活動に圏域による差は認めなかったが、都市化の度合いについては、比較的新しく市街化した地域では相談全般の年間件数が少なかった。条例の施行前後で相談全般の件数および障害者の権利擁護に関する事例の相談件数に特段の差を認めなかった。相談マニュアルは半数の機関で用意していなかった。今回の調査結果を基礎データとして、今後の変化をさらに研究する必要がある。

A. 研究目的

われわれの社会には相談のための窓口が数多く存在する。窓口の設置運営者によって分けると、市区役所・町村役場の担当課窓口のように行政サービスの一環として利用できるもの、在宅介護支援センターのように行政の委託や認可のもとに民間が実施しているもの、当事者団体の相談窓口のように民間が設置運営しているものがある。また、窓口を相談の利用対象者によって分類すると、主な利用者として障害者を想定した相談窓口があり、障害福祉関連施策を実施する場となっている。

我が国は、「社会的入院」という言葉に代表されるように、障害者のうち施設や病院を利用

する者の割合が、先進国の中でも高いことが知られている。近年、障害者の社会参加を実現するための取組みが全国的に進められているが、障害者の社会参加は、利用していた施設や病院から地域へと単に物理的に障害者を移行するだけで達成されるものではない。障害者が地域で暮らすときに安心した生活が送れるように、「どこに・誰に相談したらよいかわからない」ということのないよう、障害者の「困りごと」に適切に対応できる体制が必要である。この中には、権利擁護のための仕組みが求められる。

このとき、そもそも地域で暮らす障害者もまた地域住民であるから、障害者が利用するのは障害者を主たる利用者とした専門の窓口だ

けではない。ユニバーサル社会という観点に立てば、障害の有無によらず利用しやすい窓口が求められる。すなわち、既存の障害者向けの相談窓口の機能をさらに充実させるのみならず、すべての相談窓口を充実させる必要がある。

また、少子高齢化をはじめとする社会情勢の多様化から支援を必要とするケースの問題も多様化している。近年の施策はこれに対応するため、単独の機関が支援を担当するのではなく、地域の複数の機関が連携のネットワークを形成し、相互の専門分野を活用することでより効果的な支援を実現するためのモデルを推進している。児童虐待に対する要保護児童対策地域協議会、障害者自立支援法における自立支援協議会、高齢者虐待防止法による高齢者虐待防止ネットワーク、特別支援教育制度における地域委員会などである。

千葉県は東京都に隣接し、610万人を超える人口(平成20年1月現在)を有している(表1, 図1)。平成16年7月に策定された「第三次千葉県障害者計画 ～誰もがその人らしく地域で暮らすために～」(計画期間:16年度～20年度)の中で、障害者の生活のしづらさに対応する仕組みのひとつとして、障害者に対する差別をなくすための制度的な対応が提案された。県が「障害者差別に当たると思われる事例」を募集したところ800余件の事例の応募があった。検討の結果、平成18年10月11日に「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」が可決成立し、平成19年7月1日から施行された。

この条例は障害者に対する差別的な取り扱いを、障害を理由とする不利益な扱いと、合理的な配慮の欠如と定義し、生活領域ごとに具体的な例示を設け、該当する事案が発生したときには助言や斡旋等による解決を目指すものであり、障害者の権利擁護のための仕組みとして注目されている。また、条例によって新

たに広域専門指導員を設置し、既存の各種障害相談員、地域の相談機関、地域相談員と連携して相談事例の解決に向けた取組みをすることが規定されている。

そこで本研究では、千葉県をモデル地区として各種の地域相談活動の利用状況を調査し、その中から障害者の権利擁護に関わる相談事例に関する基礎的なデータを得て、条例の施行前後の比較を通して権利擁護の仕組みとしての条例の施行が地域相談活動にもたらす変化を検討することを目的とした。もって、障害者の権利擁護のための仕組みとして地域相談ネットワークを活用することの可能性を検証し、障害者の利用しやすい相談窓口のあり方を検討することを目的とした。

B. 研究方法

1. 対象

相談機関として案内されているもの、窓口等の名称から相談を実施していると推定されるもの、業務の性格上相談を実施していると推測されるもの、を判断基準に、千葉県内に所在地のある各種機関・施設および窓口(以下、機関と総称)(表2)として、千葉県ホームページ等をもとに、県内の公的機関および障害福祉関連施設、高齢者施設、教育施設3,410箇所を対象として選出した。

中核地域生活支援センター14ヶ所、船橋福祉相談協議会1箇所、広域専門指導員16名の計31件については、別の詳細なアンケート調査を実施したため3,410箇所の対象には含まなかった。

2. 方法

アンケート調査の実施に先立ち、先行的に中核地域生活支援センター等を対象とした聞き取り調査を平成19年9月から12月にかけて実施した。(なお、この結果は高梨分担研究者が報告した。)

対象となる各機関に「千葉県内における相談活動の実施状況についてのアンケート」を平成 19 年 12 月に郵送した。

アンケートの質問項目(資料 1)は、①相談活動の有無および活動開始年月、②相談の受付方法、③相談窓口の案内方法、④相談件数の集計方法、⑤相談件数、⑥相談件数の回答が困難な場合の理由、⑦相談マニュアルの整備状況、⑧条例の認知度、⑨障害者が利用しやすい相談窓口のあり方についての自由意見とした。

回答は記名式とし、アンケート発送時に同封した郵便料金受取人払いの封筒により回収した。翌平成 20 年 1 月に対象機関すべてに回答へのお礼と未回答時の再度協力依頼を兼ねたハガキを郵送した。

調査期間は平成 19 年 12 月～平成 20 年 1 月 31 日とした。

本研究においては調査に用いる概念を資料 2 の通りとした。

回答は質問ごとの回答数の集計(結果 1.)と、相談活動に関与する要因の検討(結果 2.)に分けた。回答の集計のうち、問 5 の相談件数については(ア)から(カ)の 6 つの数値(「相談活動指標」と名づけた)の回答をもとに以下の 13 の項目について数値(「相談活動変化指標」と名づけた)を求め、それぞれ機関の種類・圏域ごとに集計した。

(1) 平成 18 年度のすべての相談件数と 7 月から 10 月の相談件数の比率(問 5 の項目(ウ)/(ア))：7 月～10 月の相談件数が年間件数のうちでどの程度の割合であるかを示す。7 月～10 月が特に相談が集中する時期であるか推測することができる。7 月～10 月が 4 ヶ月であることから、相談件数に時期による偏りがない場合は年間件数の 1/3 となるためこの数値は 0.33 となる。

(2) 同時期の平成 19 年度と 18 年度の差分

(問 5 の項目(オ)-(ウ))：7 月～10 月の相談件数に年次による変動があったかを件数の純粋な増減で示す。

(3) 指標 (2)の比率(問 5 の項目(オ)/(ウ))：指標(2)と同じ視点で件数の変化を「x 倍の増減」として示す。両年度間で件数に差がない場合この数値は 1.00 となる。

(4) 平成 18 年度のすべての相談件数に対し指標(2)が占める割合(問 5 の項目{(オ)-(ウ)}/(ア))：平成 18 年度の相談件数が回答機関の平均的な年間件数であると仮定した場合、(2)が回答機関にとってどの程度の重みがあったかを示す。

(5) 障害者の権利擁護に関する相談が年間相談件数に占める割合(問 5 の項目(イ)/(ア))：(1)と同様に時期による相談件数の偏りがない場合は 0.33 となる。

(6) 平成 18 年 7 月～10 月の相談件数の中で障害者の権利擁護に関する相談が占める割合(問 5 の項目(エ)/(ウ))：障害者の権利擁護に関する相談の件数が多いほど数値は高くなる。

(7) 平成 18 年 7 月～10 月に行われた障害者の権利擁護に関する相談が年間の同様の相談件数の中で占める割合(問 5 の項目(エ)/(イ))：障害者の権利擁護に関する相談の件数が多いほど数値は高くなる。

(8) 平成 18 年 7 月～10 月に行われた障害者の権利擁護に関する相談が、同年度のすべての相談件数の中で占める割合(問 5 の項目(エ)/(ア))：障害者の権利擁護に関する相談の件数が多いほど数値は高くなる。

(9) 平成 19 年 7 月～10 月の相談件数の中で障害者の権利擁護に関する相談が占める割合(問 5 の項目(カ)/(オ))：障害者の権利擁護に関する相談の件数が多いほど数値は高くなる。

- (10) 障害者の権利擁護に関する相談件数の平成19年度と18年度の差分(問5の項目(カ)-(エ)):障害者の権利擁護に関する相談件数に、年次による変動があったかを件数の純粋な増減で示す。
- (11) 指標(10)の比率(問5の項目(カ)/(エ)):両年度で件数に差がない場合この数値は1.00となる。
- (12) 指標(10)と平成18年度の相談件数の比率(問5の項目{(カ)-(エ)}/(ア)):平成18年度の相談件数が回答機関の平均的な年間件数と仮定した場合に、指標(10)が機関にとってどの程度の重みがあったかを示す。
- (13) 指標(10)と指標(2)の比率(問5の項目{(カ)-(エ)}/{(オ)-(ウ)}):年間相談件数の年次変化について、相談全体の変化と障害者の権利擁護に関する相談の変化の比を示す。

相談活動指標および13の相談活動変化指標について、集計した数値を機関種別、圏域間で統計的に比較した。さらに、本研究では、千葉県で得られた結果をもとに相談活動に関する要因を明らかにすることで、他の地域での同様の取組みに活用できる指標を得ることを目的として、地域の都市化の度合いを取り上げ、相談件数に関する数値を比較した。

都市化の度合いを表す指標には市部・町村部といった区分があるが、昭和・平成の市町村合併により多くの市が誕生し、自治体の名称のみで都市・郊外を区分することは困難である。

そこで本研究では、藤井¹⁾の手法を参考にした。すなわち市街地の形成を人口集中地区(densely inhabited district: DID)面積の拡大としてとらえた。DIDの項目が設定された昭和35(1960)年以降の国勢調査の数値をもとに、各市町村のDID面積比率を圏域ごとに合算して求め、非線形の最小二乗法により測

定値に非線形関数 $y=k/(1+\alpha \exp(-\beta t))$ (y : DID面積の測定値, k : 上限値, $\alpha \cdot \beta$: 定数, t : 測定時(国勢調査の実施時))を当てはめた。この曲線は $y=k/2$ のとき、 y の変化率が最大となることから、 y の変化率が最大となる時点 t を市街化ピーク時期とした。これによって、16の圏域を市街化ピーク時期によって分類し、相談件数に関する指標を比較した。

3. 倫理的配慮

本研究の調査は機関や団体を対象としたものであり相談者および相談実施者の個人情報等をたずねるものではない。また、相談の内容についても障害者の権利擁護に関する相談のみをたずねており、個別の相談事例について具体的な内容をたずねるものではない。調査への協力は任意であり、回答を返送することによって調査への協力に同意したものとみなした。

なお、調査の実施にあたり国立精神・神経センター倫理委員会の承認を得た。(承認番号19-7-事3)

C. 研究結果

当初アンケートを3,410通発送したところ、転居先不明にて54通が返送された。そのうち1通は記載住所の誤りが判明したため再送した。また、組織改変等により窓口が統合され発送時の形態とは異なっていることについて発送後に12通分の連絡があった。重複発送分を除外し、最終的な対象機関数は3,308箇所であった。

調査期間内に1,281通の回答の返送があり、回収率は38.7%であった。

1. 集計結果

1.1. 回答機関の特徴

回答1,281通の内訳は、次の通りである。

1.1.1. 機関種別

回答の多かった順に並べると学校 552 箇所 (43.1%)、福祉的機関 408 箇所 (31.9%)、官公庁 262 箇所 (20.5%) (うち、市区町村担当課窓口 60 箇所 (4.7%))、医療機関 43 箇所 (3.4%)、当事者団体 10 箇所 (0.8%)、その他 6 箇所 (0.5%) であった。(表 4)

1.1.2. 圏域別

圏域は第三次千葉県障害計画の中で設定された障害保健福祉圏域とした(表 3, 表 4, 図 2)。なお、千葉市は政令指定都市、船橋市は中核市である。

回答機関の中には担当地域を定めず県内全域を対象としているものも少なくないが、所在地に基づく分類とした。表 5 に圏域別に回答機関の内訳を示した。

1.2. 相談活動の有無

1.2.1. 相談活動の有無

相談を「実施している」と回答したのは 681 箇所 (53.2%)、「実施していない」と回答したのは 574 箇所 (44.8%) であった。

1.2.2. 機関種別

回答機関の種類と相談実施の有無を表 6 に示した。官公庁(市区町村担当課窓口を含む)の 86.3% が相談を実施していると回答した。

1.2.3. 圏域別

回答機関の内訳を表 7 に示した。

1.2.4. 相談活動の開始時期

相談を開始してからの期間を、調査時点(平成 19 年 12 月時点)までの年数として算出したところ、表 8 の通りであった。全体の平均は 11.5 年で、平均年数の長さは当事者団体、官公庁の順であった。

1.3. 受け付けの方法

相談を受け付ける方法について、機関の種類別に表 9 にまとめた。受け付けの方法を、実施している機関の数の順に並べると、電話が 611 箇所(相談を実施している機関の 89.7%)であり、窓口等での面接は 607 箇所(同

89.1%)、訪問は 363 箇所(同 53.3%)、郵便は 157 箇所(同 23.1%)、ファクシミリは 140 箇所(同 20.6%)、電子はメール 127 箇所(同 18.6%)、その他は 9 箇所(同 1.3%)であった。

1.4. 窓口の案内媒体

相談窓口を案内している媒体について、機関の種類別に表 10 にまとめた。案内している媒体を、採用している機関の数の順に並べると、機関のパンフレットは 353 箇所(相談実施機関の 51.8%)、機関のホームページは 352 箇所(同 51.7%)、市区町村の広報紙は 330 箇所(同 48.5%)、機関の定期行物は 173 箇所(同 25.4%)、その他は 12 箇所(同 1.8%)であった。

1.5. 集計方法

相談件数の集計方法について、機関の種類別に表 11 にまとめた。回答全体について、集計方法を多かった順に並べると、「のべ件数として集計」333 箇所(相談実施機関の 48.9%)、「のべ件数による集計と、実人数による集計の併用」191 箇所(同 28.0%)、「実人数」66 箇所(同 9.7%)、その他の方法 19 箇所(同 2.8%)、「集計を実施していない」という回答が 54 箇所であった。

1.6. 相談件数

問 4 の結果(前項)が示すように機関によって相談件数の集計方法が異なっており、問 5 の回答には実人(件)数、のべ人(件)数などさまざまな単位が用いられていた。また、実人数とのべ人数を併記した回答もあった。

本研究では「のべ件数として集計」している回答が多かったこと、および資料 2 に記した理由から、相談件数としてのべ人(件)数のデータを中心に相談活動指標を算出した。相談活動指標を機関の種類別に表 12 から表 17 に、圏域別に表 31 から表 36 にまとめた。

相談活動指標をもとにした場合、平成 18 年度の相談件数は総数 679,480 件、回答 1 機

関あたりの平均は 1,418.5 件で、平均件数では医療機関、市区町村担当課窓口、その他の官公庁の順に多かった(表 12, 表 31)。平成 18 年度 1 年間に扱われた障害者の権利擁護に関する相談件数は総数 512 件、平均 1.5 件で、福祉的機関、医療機関の順に多かった(表 13, 表 32)。

平成 18 年 7 月から 10 月の 4 ヶ月間の間の相談件数は総数 196,697 件、平均 500.5 件で、医療機関、市区町村担当窓口、その他の官公庁の順に多かった(表 14, 表 33)。このうちで障害者の権利擁護に関する相談件数は総数 126 件、平均 0.4 件で、福祉的機関、その他の官公庁の順に多かった(表 15, 表 34)。

平成 19 年のデータでは、7 月から 10 月の 4 ヶ月間の相談件数は総数 212,045 件、平均 492.0 件で、医療機関、その他の官公庁、市区町村担当窓口の順に多かった(表 16, 表 35)。このうち障害者の権利擁護に関する相談件数は総数 820 件、平均 2.4 件で、福祉的機関、医療機関の順に多かった(表 17, 表 36)。

さらに、方法の項に記したとおり相談活動指標をもとに 13 の相談活動変化指標を求め、それぞれ機関の種類別(表 18 から表 30)、圏域別(表 37 から表 49)にまとめた。

相談活動変化指標(1)平成 18 年度 7 月～10 月間の相談件数の比率は全体の平均が 0.37、医療機関では最大値が 6.23 であった。(表 18, 表 37)

指標(2)7 月～10 月間の相談件数の年次差は全体の平均が 25.7(件)で、増減の幅は -5,438～5,730 であった。(表 19, 表 38)

指標(3)は指標(2)を比率に換算したもので、全体の平均は 1.29 で、福祉的機関では最大値が 43.33 であった(表 20, 表 39)。

指標(4)7 月～10 月間の件数差が年間件数に占める割合は、全体の平均が 0.06 であった(表 21, 表 40)。

指標(5)平成 18 年度の相談件数のうち障害者の権利擁護に関する相談の割合は、全体の平均が 0.004 で、市区町村担当課窓口以外の官公庁では最大値が 0.33 であった(表 22, 表 41)。

指標(6)平成 18 年 7 月～10 月間の相談件数のうち障害者の権利擁護に関する相談が占める割合は、全体の平均が 0.003 であった(表 23, 表 42)。

指標(7)障害者の権利擁護に関する相談について 7 月～10 月間の件数が年間の同様の件数に占める割合は、全体の平均が 0.22 であった(表 24, 表 43)。

指標(8)平成 18 年度のすべての相談のうち 7 月～10 月間の障害者の権利擁護に関する相談が占める割合は、全体の平均が 0.001 であった(表 25, 表 44)。

指標(9)平成 19 年 7 月～10 月の相談件数のうち障害者の権利擁護に関する相談が占める割合は、全体の平均が 0.01 であった(表 26, 表 45)。

指標(10)障害者の権利擁護に関する相談の平成 19 年度と 18 年度の件数差は、全体の平均が 0.31 で、増減の幅は -7～44 であった(表 27, 表 46)。

指標(11)は指標(10)を比率に換算したもので、全体の平均は 1.62 で、福祉的機関では最大値 8.33 であった(表 28, 表 47)。

指標(12)は指標(10)と平成 18 年度の相談件数の比率で、全体の平均は 0.003 であった(表 29, 表 48)。

指標(13)は指標(10)と指標(2)の比率で、全体の平均は 0.02 で、市区町村担当課窓口以外の官公庁では最大値が 1.67 であった(表 30, 表 49)。

1.7. 数値を回答できない理由

相談件数を数値として回答することが難しい理由については 210 箇所が回答した。機関の種類別に表 50 にまとめた。回答全体につい

て該当理由を多かつた順に並べると「これまで
に集計を実施したことがない」118 箇所(数値
での回答が難しいと回答した 210 箇所の
56.2%)、「単独での集計を実施していない」
25 箇所(同 11.9%)、「該当する内規等がない
ため判断できない」20 箇所(同 9.5%)で、「件
数より内容を重視している」などその他の理由
は 30 箇所であった。

1.8. マニュアルの整備状況

相談マニュアルを用意しているか整備状況
については 675 箇所が回答した。機関の種類
別に表 51 にまとめた。

回答全体について該当するものを順に並べ
ると「マニュアルを用意していない」が 346 箇
所(相談実施機関の 50.8%)であり、「独自の
マニュアルがある」128 箇所(同 14.9%)、「法
令・規定等で定められたマニュアルがある」95
箇所(同 14.0%)、「作成を検討中」40 箇所
(同 5.9%)、「市販のマニュアルを参考にして
いる」36 箇所(同 5.3%)であった。業務内容
の一部にマニュアルを用意している、もしくは
複数のマニュアルを併用しているは 26 箇所あ
った。

1.9. 条例の認知度

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい
千葉県づくり条例」を知っているかたずねた
ところ、「知っている」642(回答総数の 50.1%)、
「聞いたことはある」355(同 27.7%)、「よく知
っている」140(同 10.9%)、「初めて名前を聞
いた」125(同 9.8%)であった。

(なお、条例の認知度に関しては、佐藤分
担研究者の報告で詳細に検討した。)

1.10. 自由意見

1.10.1. 質問・問い合わせ

アンケート調査の実施期間中に、のべ 117
件の問い合わせがあった。問い合わせの内容
によって分類すると 140 件であり、内訳は相談
の定義や範囲についての問い合わせが 49 件、
どの担当部署が回答すればよいかという質問

が 23 件、アンケート用紙の誤植についての問
い合わせが 16 件、相談件数の集計方法につ
いての質問が 9 件、アンケートの発送先の住
所の誤りや業務再編についての連絡が 7 件で
あった。

1.10.2. 自由意見

障害者が利用しやすい相談窓口のあり方
についての意見として、「特になし」等を除き 420
の回答に記入があった(表 53)。

2. 統計的検討

2.1. 件数の差について

相談活動変化指標(2) 7 月～10 月の相談
件数について平成 18 年度と 19 年度の差分と、
指標(10) 障害者の権利擁護に関する相談件
数の平成 18 年度と 19 年度の差分に、ともに
差を認めなかった(Wilcoxon 符号順位付検
定)。

2.2. 機関種別

のべ人(件)数による相談活動指標は、(ア)
平成 18 年度の相談件数(Kruskal-Wallis 検
定、以下同じ $H(df=5)=93.49$, $p<0.0001$)、
(ウ)平成 18 年 7 月～10 月の相談件数
($H(df=5)=83.20$, $p<0.0001$)、(オ)平成 19 年
の 7 月～10 月の相談件数($H(df=5)=92.75$,
 $p<0.0001$)で群間に差があった。

相談活動変化指標には差を認めなかった。

2.3. 圏域別

相談活動指標、相談活動変化指標ともに差
を認めなかった。

2.4. 都市化との関連

各圏域の市街化ピーク時期については表
52 の通りとなった。そこですべてのデータを市
街化ピーク時期によって再度分類し比較した
ところ、相談活動指標は(ア)平成 18 年度の相
談件数($H(df=4)=21.60$, $p=0.0002$)で差が
あった(図 3)。相談活動変化指標には差を認
めなかった。

D. 考察

本研究では、千葉県内で実施されている各種相談活動について、アンケート調査により現状の把握を試みた。

今回の調査はアンケート用紙を、相談を実施していると推測される各種機関について県のホームページ等から得た情報をもとに発送した。ホームページの情報をもとに選出したことから、相談を実施している機関として情報が未登録のものが含まれること、あるいは、転居先不明による返送が示すように参照した情報が最新のものでなかったことなどの理由から、悉皆調査と呼べるものではない。

しかし、県全域にわたり 3,000 を超える機関や窓口を対象とし、4 割近い回収率を得た。なお、今回の調査が千葉県内において相談活動を実施しているすべての機関を網羅していたと仮定すると、母比率を推定するために必要な標本数は 220 (誤差 5%) である。回答には機関種別と圏域による偏りは見られず、県全域の広範囲な相談活動について知るために十分な数の回答を得たと考える。

1. 相談活動の有無

全回答の半数を超える機関で相談を「実施している」と回答した。官公庁の 9 割近くが相談を「実施している」と回答した一方、学校では「実施していない」という回答のほうが多かった。これは、今回の調査において「相談」の定義や範囲が明確でなかったことから、「地域住民を対象とした相談」という文言が、学校周辺の住宅に居住する市民一般を対象とした相談活動と解釈されたためと考えられる。調査期間中に寄せられた質問・問い合わせのうち、相談の定義や範囲に関する問い合わせがもっと多かった。しかし、学校に在籍する児童生徒やその保護者もまた地域住民である。また、特別支援教育制度において学校は地域の各機関と連携し地域レベルでの支援を実施するこ

ととなっている。今回の調査で想定した特別支援教育コーディネーターやスクールカウンセラーといった相談担当教職員の活動の実情については、再度調査を実施する必要があると考える。

2. 受け付けと案内の方法

相談を受け付ける方法は電話と面接が多かった。訪問は福祉的施設で、電子メールは市区町村窓口において「実施している」の回答が多かった。ファクシミリや郵便での受付は実施箇所が全体として少なく、聴覚障害がある利用者をはじめとして音声言語による意思疎通に困難がある場合に利用できるような仕組みが必要と考える。

利用者である地域住民に対して相談窓口をどのように案内しているかみると、パンフレットの作成、ホームページの開設が多かった。機関種別で見るとパンフレットの作成は福祉的機関、当事者団体での実施が多く、ホームページの開設は医療機関、市区町村窓口を含め官公庁での実施が多かった。パンフレットは市区町村の窓口など関係機関に置いてあるものと考えられるので、その場に足を運ばなければ入手できないかもしれない。また、ホームページについては、利用できる道具や環境が必要である。今回の調査で、インターネットの住所情報をもとに郵送したアンケート用紙が宛先不明で返送された例、発送先住所の誤りについて連絡を受けた例があった。相談機関に関する情報は各地域で集約管理し、とくにインターネット上で発信される情報については常に最新の情報を維持するだけでなく、更新前の情報を削除するシステムが必要である。

一方、地域自治体が発行する広報紙については医療機関、学校、当事者団体の窓口についての情報が掲載されていない例が多いようであった。あらゆる媒体で窓口の存在を積極的にアピールすることで利用者に周知していく

必要があるが、新聞等を通して戸別に配布される地域の広報紙をさらに活用することが必要と考える。

3. 集計方法について

相談件数の集計方法についてたずねたところ、「のべ件数」による集計を実施している機関が回答の半数近くを占めた。3割近くの回答機関では「のべ件数」と「実人数」の併用を実施しており、同一個人による複数回の相談事例を明確にするための取組みを実施しているものと考えた。なお、問5の相談件数について回答には「a件、のべb件」と併記したものがあつたが、中には(a<b)となるべきところ(a>b)となっている回答も少なからず見られた。単位も「件」と「人」が混在していた。問6で数値の回答が難しい理由として「これまでに集計を実施したことがない」という回答が、数値の回答が難しいとしたものの半数を超えていた。相談件数は相談支援活動の実情を表す重要な指標の一つであることから、集計を実施することの意義、計数方法については今後さまざまな機関の間で共通の理解を得ることが必要と考える。

今回の調査では、「のべ件数」で集計を実施している機関が多いという結果を踏まえて「のべ件数」で集計と分析を実施した。相談事例をどのように集計することが、相談機関の活動を適正に把握し、かつ、相談利用者の相談経路を明らかにし得るかについては、今後も議論が必要と考える。

4. 相談件数について

本研究ではのべ人(件)数のデータを中心に相談活動指標を算出した。次に相談活動指標から、条例施行前後の相談活動の変化を表す指標として13の相談活動変化指標を算出した。これらを機関の種類別、圏域別に集計し比較した。

相談活動指標によると平成18年度の相談件数は回答した機関での総数約68万件であり、千葉県の総人口からすると県民の9人に1人が1回相談を利用したという計算になる。また、回答1機関あたりの平均は1,400件ほどであるから、平日のみ相談を受け付けた場合一日当たり3~5件の利用があるという計算になる。今回と同様の手法により他の都道府県でも調査を実施することで、千葉県の相談活動が全国的に見てどの水準にあるのか確認することが可能になると考える。

5. 障害者の権利擁護に関する相談事例について

平成18年度1年間に相談機関が扱った件数の合計は約500件で、約68万件というすべての相談の0.08%であった。

今回、条例の施行前後の相談活動の変化を見る目的で、施行後4ヶ月間(7月~10月)の期間を設定して件数を回答してもらった。まず、この時期のすべての相談件数が年度全体の相談件数に占める割合は、平成18年度の相談件数をみると0.33(回答全体の中央値)であり、件数が1年のちょうど1/3となることから、この4ヶ月間が1年で特段に相談件数の多い時期ではないことがうかがえた(表18)。一方、この4ヶ月間に相談機関が扱った障害者の権利擁護に関する相談は、平成18年度と同種事例の相談件数の1/3を占めておらず(表24)、障害者の権利擁護に関する相談件数は1年を通して一定ではなく、相談件数には時期によって偏りのある可能性がある。今後は、月別の集計など詳細な記録を収集することで、障害者の権利擁護に関する相談の件数と時期との関連(年内変動)について調べることが必要と考える。

また、障害者の権利擁護に関する相談について、条例施行前後の比較として平成19年7月~10月と18年同時期の比較をしたところ、

件数が数十件単位で増加しているという回答の一方で逆に減少しているという回答があった(表 27)。指標(3)と指標(11)の平均値は、回答全体でそれぞれ 1.29、1.62 であるが、中央値は 1.00、0.95 であり、件数が大幅に増加したという一部の回答を含みながらも全体では明らかな増加を認めなかった(表 28)。

すなわち今回の結果は、条例施行直後の 4 ヶ月間になされたすべての相談、およびそのうち条例の適用が検討され得る相談について、ともに件数に特段の増加を認めないというものであった。

しかし、調査時点で「障害者差別に当たる」という判断は、相談機関の担当者個々人の判断に拠った部分が大きいと考える。また、過去の経験事例を遡及して計数した数値であることから、障害者の権利擁護に関するかどうか、条例が例示する事例と照合するなどして検証しながら相談を実施したものではない。したがって、障害者の権利擁護に関する相談の件数について、今回の数値を一つの基準にしながらも、今後は相談担当者の判断基準の妥当性や条例の認知度の変化を加味して追跡調査していく必要があると考える。

さらに、相談活動指標と相談活動変化指標について、機関種別、圏域、都市化との関連をみたところ、相談全般については医療機関や市区町村担当窓口の扱い件数が多いが、障害者の権利擁護に関する相談の扱い件数は福祉的機関で多かった。

相談活動に圏域による差は見られなかったが、都市化について市街化ピークの時期で見ると、1970 年代前半を境にして市街化ピークが遅い地域ほど年間相談件数(問5(ア))が少なかった。

市街化ピークの遅い時期ということは、新しく形成された都市であり、いわゆる新興住宅地が多く含まれると推測される。一方、DID 面積比に大きな変化の見られない地域すなわち市

街化ピークが未だ見られない地域の年間相談件数は、1980 年代後半の地域の次に少なかった。前者については、近年都市化が進んだ地域では新規の流入者が多いことから地域社会の形成が十分ではなく相談窓口の存在が知られていないこと、いわゆるベッドタウンとして昼間人口が少なく実質的な活動の場が別に存在し相談が別の地域で行われているかもしれないことが仮説として考えられる。後者については、都市化の進んでいない地域では地域社会への新規流入者が少なく、構成員同士の既存の人間関係を活用して在来の地域社会が相談を必要とする状態に対応しているか、あるいは逆に、周囲がすべて旧知の関係であるばかりに相談を必要とする状態があっても相談を利用できないことなどが仮説として考えられる。今回の結果を踏まえ、今後はこれらの仮説について検証し得るデータの収集方法を考案する必要がある。

6. マニュアルの整備状況について

今回、相談活動の実施において何らかの形式でマニュアルを利用していると回答した機関は 1/3 であった。その他、健康福祉センター(保健所)のように、複数の相談事業を実施している、あるいは、複数の種類の相談に対応している機関においては、一部の業務にマニュアルを用意している、複数のマニュアルを併用しているという回答になった。

しかし、その一方で、回答の半数が「マニュアルを用意していない」状況であることが明らかになった。相談活動にマニュアルを導入することの是非は議論があると思われるが、利用者への対応に一定の水準を保証することは、相談担当者の資質向上に活用でき、相談件数の計数方法を含め相談活動全体を均てん化し得るものである。さらに、利用者にとっては、自身が利用を考えている相談窓口が相談内容にどのように対応できるのかという情報提供

にもつながる。障害者の権利擁護に活用できる仕組みを新たに構築した千葉県においては、今後、条例の理念・内容に即した相談マニュアルの整備が必要と考える。

E. 結論

千葉県の地域相談活動について基礎的なデータを得た。調査対象とした各機関の多くが相談を実施しており、市区町村担当課窓口を含め官公庁はほとんどの機関が相談を実施していた。「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の施行前後で相談件数の変化を比較した。その結果、条例の施行前後で相談件数に差は見られなかった。

今後は、今回のデータを基礎として、相談件数を含め相談活動の変化についてさらにデータを重ねていくことで、障害者の権利擁護のために必要な地域相談のあり方についてさらに研究していきたい。

参考文献

- 1) 藤井多希子: 20 世紀後半の東京圏郊外地域における市街化と人口構造変化. 大江守之, 松尾利昭, 藤井多希子, 小笠原哲哉: 成熟化に向かう大都市圏. 地域政策研究 9: 2003, pp44-71.
- 2) 山崎順子: 障害を持つ人々への相談支援とソーシャルワーカーの役割. 山崎順子, 六波羅詩朗編: 地域でささえる相談支援—事例を通してみるソーシャルワーク実践のプロセス. 東京: 中央法規出版, 2006, pp1-24.
- 3) 秋山千枝子, 堀口寿広: 発達障害児の保護者による「気づき」の検討. 脳と発達 39(4): 268-73, 2007.
- 4) 中田洋二郎, 上林靖子, 藤井和子, 佐藤淳子, 井上僖久和, 石川順子: 親の障害認識の過程. 小児の精神と神経 35: 329-42, 1995.

F. 健康危険情報

特になし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

- 1) 堀口寿広: 障害者自立支援法施行に伴う発達障害児者の利用者負担の変化. 第 49 回日本小児神経学会総会, 大阪, 2007.7.5-6.
 - 2) 堀口寿広: 知的障害者・児童居宅介護等事業の利用状況と効果. 第 49 回日本小児神経学会総会, 大阪, 2007.7.5-6.
 - 3) 秋山千枝子, 昆かおり, 堀口寿広: 「気づき」のズレに着目した発達障害児の支援. 第 49 回日本小児神経学会総会, 大阪, 2007.7.5-6.
 - 4) 堀口寿広, 秋山千枝子, 田代信久: 子ども支援の連携で生じる情報伝達の不一致. 第 54 回日本小児保健学会, 群馬, 2007.9.22.
 - 5) 秋山千枝子, 堀口寿広, 橋本創一: 乳幼児健診で「気になった子ども」の後方視的研究—「育てにくさ」に寄り添うチェックリストを用いて—. 第 54 回日本小児保健学会, 群馬, 2007.9.21.
 - 6) 大塚ゆり子, 新後閑周二, 石川尉子, 下田恵子, 渡辺直幸, 野崎佳枝, 土屋正己, 秋山千枝子, 橋本創一, 堀口寿広: 「育てにくさ」に寄り添うためのチェックリスト—第2報—. 第 54 回日本小児保健学会, 群馬, 2007.9.21.
- ##### 3. その他
- 1) 秋山千枝子, 堀口寿広: スクールカウンセリングマニュアル—特別支援教育時代—. 東京: 日本小児医事出版社, 2007.